令和８年小田原市議会９月定例会議案説明資料

（議案第７１号～議案第８３号）

令和　８　年　９　月　１　日提出

目　　次

○条例議案

議案第７１号　小田原市行政手続条例の一部を改正する条例……１

議案第７２号　小田原市職員定数条例の一部を改正する条例……２

議案第７３号　小田原市市税条例の一部を改正する条例……３

議案第７４号　小田原市地域センター条例の一部を改正する条例……５

議案第７５号　小田原市生きがいふれあいセンター条例の一部を改正する条例……７

議案第７６号　小田原市保健センター条例の一部を改正する条例……９

議案第７７号　小田原市梅の里センター条例の一部を改正する条例……10

議案第７８号　小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例……11

議案第７９号　小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例……13

議案第８０号　小田原文学館条例の一部を改正する条例……15

議案第８１号　小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例……16

議案第８２号　小田原市体育施設条例の一部を改正する条例……17

議案第８３号　小田原市病院事業の料金等に関する条例の一部を改正する条例……21

条　例　議　案　説　明　資　料

議案第７１号

小田原市行政手続条例の一部を改正する条例

［改正理由］

行政手続法が一部改正され、公示による聴聞及び弁明の機会の付与の通知の方法が見直されたことに伴い、本市の条例に基づくこれらの通知の方法についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

［内　　容］

１　公示による聴聞の通知の方法の見直し（第１５条関係）

公示による聴聞の通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、聴聞の期日及び場所並びに聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地に関する事項並びに行政庁がこれらの事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うこととする。

２　公示による弁明の機会の付与の通知の方法の見直し（第２９条関係）

公示による弁明の機会の付与の通知についても、１と同様の方法により行うこととする。

３　その他

規定を整備することとする。

［適　　用］

公布の日以後に公示される通知について適用

議案第７２号

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例

［改正理由］

消防体制について必要な人員数の確保を図る観点から消防職員を増員するため改正する。

［内　　容］

職員定数を次のように変更することとする。（別表関係）

区　　分	改　正　後	改　正　前
消　防　職　員	４００人	３７５人

＊　総定数　２，３８４人（現行　２，３５９人）

［適　　用］

令和 ９ 年 ４ 月 １ 日

議案第７３号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

［改正理由］

地方税法が一部改正され、特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置が見直されたことに伴い、本市の固定資産税についてこれに応じた措置を講ずる等のため改正する。

［内　　容］

１　特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例割合（附則第５項関係）

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までの間に新たに取得された特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、当該設備の区分に応じ課税標準となるべき価格に乗ずる割合を次のとおり定めることとする。

(1) 太陽光発電設備（ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備に限る。）、出力５，０００キロワット未満の特定水力発電設備、出力１，０００キロワット以上の特定地熱発電設備及び出力１万キロワット未満のバイオマス発電設備（認定発電設備であるものに限る。）に係る固定資産税の特例割合　３分の１

(2) 特定風力発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に規定する認定公募占用計画において設置する旨が記載された設備に限る。）に係る固定資産税の特例割合　２分の１

(3) 特定風力発電設備であって次のいずれかに該当するもの及び出力１，０００キロワット未満の特定地熱発電設備に係る固定資産税の特例割合　２分の１

ア　港湾法の占用の許可を受けた者が、当該占用の許可に係る同法に規定する港湾区域内水域等において設置した設備

イ　地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された設備

ウ　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に規定する認定設備整備計画において整備する旨が記載された設備

(4) 出力５，０００キロワット以上の特定水力発電設備　１２分の７

２　地方税法の一部改正に伴う規定の整備（附則第５項関係）

地方税法の条項に移動が生じたことに伴い、当該移動が生じた条項を引用する規定を整備することとする。

［適　　用］

１　特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例割合

令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用

２　地方税法の一部改正に伴う規定の整備

公布の日

議案第７４号

小田原市地域センター条例の一部を改正する条例

［改正理由］

受益と負担の適正化の観点から地域センターの使用料の額を引き上げるため改正する。

［内　　容］

１　使用料の額の引上げ（別表関係）

施設の使用料の額を次のように引き上げることとする。

（　）内の数字は、現行の金額

区　　分			午前９時～正午	午後１時～午後５時	午後６時～午後９時３０分	午前９時～午後５時	午後１時～午後９時３０分	午前９時～午後９時３０分
川東タウンセンター　マロニエ	集会室１０１		円 450 (400)	円 600 (500)	円 600 (500)	円 1,200 (900)	円 1,300 (1,000)	円 1,900 (1,400)
	集会室２０１		950 (800)	1,300 (1,100)	1,300 (1,100)	2,600 (1,900)	2,900 (2,200)	4,200 (3,000)
	集会室２０２		2,100 (1,800)	2,800 (2,400)	2,800 (2,400)	5,700 (4,200)	6,400 (4,800)	9,300 (6,600)
	集会室２０３		1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
	集会室２０４		600 (500)	700 (600)	700 (600)	1,500 (1,100)	1,600 (1,200)	2,400 (1,700)
	集会室２０５		1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
	集会室２０６		450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
	集会室３０１		2,700 (2,300)	3,700 (3,100)	3,700 (3,100)	7,400 (5,400)	8,300 (6,200)	12,000 (8,500)
	食の創作室		1,900 (1,600)	2,600 (2,200)	2,600 (2,200)	5,200 (3,800)	5,900 (4,400)	8,500 (6,000)
	美の創作室		1,900 (1,600)	2,500 (2,100)	2,500 (2,100)	5,000 (3,700)	5,600 (4,200)	8,200 (5,800)
	音の創作室１		1,000 (900)	1,300 (1,100)	1,300 (1,100)	2,700 (2,000)	2,900 (2,200)	4,400 (3,100)
	音の創作室２		450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
	和の部屋１		800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
	和の部屋２		600 (500)	700 (600)	700 (600)	1,500 (1,100)	1,600 (1,200)	2,400 (1,700)
	体育	3分の1面	１時間につき６００円（５００）					

	マロニエホール	室として使用する場合	2分の1面	１時間につき９００円（８００）				
			3分の2面	１時間につき１，２００円（１，０００）				
			全面	１時間につき１，８００円（１，５００）				
		上記以外の場合		10,800 (9,000)	14,400 (12,000)	14,400 (12,000)	28,800 (21,000)	32,400 (24,000)	46,800 (33,000)
	ふれあい広場			１平方メートル１日につき４．７５円（４）					
城北タウンセンター いずみ	集会室２０１			800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
	集会室３０１			800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
	集会室３０２			800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
	いずみホール	３分の１室		800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
		３分の２室		1,600 (1,400)	2,000 (1,800)	2,000 (1,800)	4,400 (3,200)	4,800 (3,600)	7,000 (5,000)
		全室		2,400 (2,100)	3,000 (2,700)	3,000 (2,700)	6,600 (4,800)	7,200 (5,400)	10,500 (7,500)
橘タウンセンター こゆるぎ	集会室			700 (600)	950 (800)	950 (800)	1,900 (1,400)	2,100 (1,600)	3,100 (2,200)
	こゆるぎホール	A		1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
		B		700 (600)	800 (700)	800 (700)	1,800 (1,300)	1,800 (1,400)	2,800 (2,000)
		C		700 (600)	950 (800)	950 (800)	1,900 (1,400)	2,100 (1,600)	3,100 (2,200)

２　その他

規定を整備することとする。

［適　　用］

令和９年４月１日以後の施設の使用に係る使用料について適用

議案第７５号

小田原市生きがいふれあいセンター条例の一部を改正する条例

［改正理由］

受益と負担の適正化の観点から生きがいふれあいセンターの使用料の額を引き上げるため改正する。

［内　　容］

施設の使用料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（　）内の数字は、現行の金額

区　　分		午前９時～正午	午後１時～午後３時	午後３時～午後５時	午後６時～午後９時３０分	午前９時～午後５時	午後１時～午後９時３０分	午前９時～午後９時３０分
		円	円	円	円	円	円	円
工芸室		1,000 (900)	650 (550)	650 (550)	1,200 (1,000)	2,600 (2,200)	2,800 (2,400)	4,200 (3,500)
炉室		250 (200)	200 (150)	200 (150)	250 (200)	600 (500)	600 (500)	800 (700)
第１技能訓練室		2,000 (1,700)	1,300 (1,100)	1,300 (1,100)	2,400 (2,000)	5,200 (4,400)	5,600 (4,700)	8,200 (6,900)
第２技能訓練室		800 (700)	500 (450)	500 (450)	950 (800)	2,100 (1,800)	2,200 (1,900)	3,300 (2,800)
第３技能訓練室		800 (700)	500 (450)	500 (450)	950 (800)	2,100 (1,800)	2,200 (1,900)	3,300 (2,800)
体育室		2,200 (1,900)	1,500 (1,250)	1,500 (1,250)	2,600 (2,200)	5,800 (4,900)	6,200 (5,200)	9,100 (7,600)
トレーニングルーム		1,000 (900)	650 (550)	650 (550)	1,200 (1,000)	2,600 (2,200)	2,800 (2,400)	4,200 (3,500)
第１講習室		1,200 (1,000)	800 (700)	800 (700)	1,400 (1,200)	3,200 (2,700)	3,400 (2,900)	5,000 (4,200)
第２講習室		600 (500)	400 (350)	400 (350)	700 (600)	1,600 (1,400)	1,800 (1,500)	2,500 (2,100)
第３講習室		600 (500)	400 (350)	400 (350)	700 (600)	1,600 (1,400)	1,800 (1,500)	2,500 (2,100)
第４講習室		600 (500)	400 (350)	400 (350)	700 (600)	1,600 (1,400)	1,800 (1,500)	2,500 (2,100)
会議室		1,200 (1,000)	800 (700)	800 (700)	1,400 (1,200)	3,200 (2,700)	3,400 (2,900)	5,000 (4,200)
和室	２室に仕切って使用する場合（１室につき）	600 (500)	350 (300)	350 (300)	600 (500)	1,300 (1,100)	1,400 (1,200)	2,100 (1,800)
	上記以外の場合	1,200 (1,000)	700 (600)	700 (600)	1,200 (1,000)	2,600 (2,200)	2,800 (2,400)	4,200 (3,600)

茶室	450 (400)	300 (250)	300 (250)	450 (400)	1,000 (900)	1,200 (1,000)	1,600 (1,400)

［適　　用］

令和９年４月１日以後の施設の使用に係る使用料について適用

議案第７６号

小田原市保健センター条例の一部を改正する条例

［改正理由］

受益と負担の適正化の観点から保健センターの使用料の額を引き上げるため改正する。

［内　　容］

利用施設の使用料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（　）内の数字は、現行の金額

区　　分		午前９時～正午	午後１時～午後５時	午後６時～午後９時３０分	午前９時～午後５時	午後１時～午後９時３０分	午前９時～午後９時３０分
会議室		円 1,000 (900)	円 1,300 (1,100)	円 1,200 (1,000)	円 2,600 (2,200)	円 2,800 (2,400)	円 4,200 (3,500)
和室		600 (500)	800 (700)	700 (600)	1,600 (1,400)	1,800 (1,500)	2,500 (2,100)
調理実習室		1,000 (900)	1,300 (1,100)	1,200 (1,000)	2,600 (2,200)	2,800 (2,400)	4,200 (3,500)
託児室		450 (400)	600 (500)	450 (400)	1,000 (900)	1,200 (1,000)	1,600 (1,400)
集団検診・予防接種室	２室に仕切って使用する場合（１室につき）	1,200 (1,000)	1,600 (1,400)	1,400 (1,200)	3,200 (2,700)	3,400 (2,900)	5,000 (4,200)
	上記以外の場合	2,400 (2,000)	3,200 (2,800)	2,800 (2,400)	6,400 (5,400)	6,800 (5,800)	10,000 (8,400)
大会議室	２室に仕切って使用する場合（１室につき）	800 (700)	1,000 (900)	950 (800)	2,100 (1,800)	2,200 (1,900)	3,300 (2,800)
	上記以外の場合	1,600 (1,400)	2,000 (1,800)	1,900 (1,600)	4,200 (3,600)	4,400 (3,800)	6,600 (5,600)
大研修室		3,900 (3,300)	5,200 (4,400)	4,600 (3,900)	10,500 (8,800)	11,200 (9,400)	16,500 (13,800)

［適　　用］

令和９年４月１日以後の利用施設の使用に係る使用料について適用

議案第７７号

小田原市梅の里センター条例の一部を改正する条例

［改正理由］

受益と負担の適正化の観点から梅の里センターの利用料金の上限額を引き上げるため改正する。

［内　　容］

施設の利用料金の上限額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（　）内の数字は、現行の金額

区　　分			午前９時～正午	午後１時～午後５時	午後６時～午後９時３０分	午前９時～午後５時	午後１時～午後９時３０分	午前９時～午後９時３０分
梅の里センター	会議室	Ａ室	円 450 (410)	円 600 (510)	円 600 (510)	円 1,200 (1,030)	円 1,300 (1,150)	円 1,800 (1,560)
		Ｂ室	600 (510)	700 (620)	700 (620)	1,600 (1,350)	1,600 (1,350)	2,200 (1,880)
	和室		600 (510)	700 (620)	700 (620)	1,500 (1,250)	1,500 (1,250)	2,100 (1,770)
	体験加工室		1,600 (1,350)	2,100 (1,770)	1,800 (1,560)	4,300 (3,660)	4,600 (3,870)	6,900 (5,750)
	大会議室		3,100 (2,610)	4,300 (3,660)	3,700 (3,130)	8,100 (6,800)	8,600 (7,220)	12,500 (10,470)
曽我みのり館	ホール	Ａ室	850 (730)	1,100 (980)	950 (830)	2,300 (1,930)	2,400 (2,030)	3,600 (3,030)
		Ｂ室	550 (460)	700 (620)	650 (570)	1,500 (1,250)	1,600 (1,350)	2,300 (1,980)
	会議室		400 (360)	550 (460)	450 (410)	1,100 (930)	1,100 (980)	1,700 (1,460)
	調理実習室		300 (250)	400 (360)	350 (300)	800 (670)	850 (730)	1,300 (1,100)

［適　　用］

令和９年４月１日以後の施設の使用に係る利用料金について適用

議案第７８号

小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

［改正理由］

受益と負担の適正化の観点から生涯学習センターの使用料の額を引き上げるため改正する。

［内　　容］

１　使用料の額の引上げ（別表関係）

施設の使用料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（　）内の数字は、現行の金額

区　　分			午前９時～正午	午後１時～午後５時	午後６時～午後９時３０分	午前９時～午後５時	午後１時～午後９時３０分	午前９時～午後９時３０分
本館	ホール	入場料（会費）を徴収する場合	円 15,600 (13,000)	円 20,400 (17,000)	円 20,400 (17,000)	円	円	円
		入場料（会費）を徴収しない場合	7,800 (6,500)	10,200 (8,500)	10,200 (8,500)			
	会議室等	大会議室	1,400 (1,200)	1,800 (1,500)	1,800 (1,500)	3,700 (2,700)	4,000 (3,000)	5,900 (4,200)
		第１会議室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
		第２会議室	950 (800)	1,200 (1,000)	1,200 (1,000)	2,400 (1,800)	2,700 (2,000)	3,900 (2,800)
		第３会議室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
		第４会議室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
		視聴覚室	1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
		和室	1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
		茶室	350 (300)	450 (400)	450 (400)	950 (700)	1,000 (800)	1,500 (1,100)
		美術工芸室	1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
		調理実習室	950 (800)	1,200 (1,000)	1,200 (1,000)	2,400 (1,800)	2,700 (2,000)	3,900 (2,800)
		楽屋	250 (200)	350 (300)	350 (300)	650 (500)	800 (600)	1,100 (800)

		暗室	150 (100)	150 (100)	150 (100)	300 (200)	300 (200)	450 (300)
		炉室	150 (100)	150 (100)	150 (100)	300 (200)	300 (200)	450 (300)
国府津学習館	第１会議室		450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
	第２会議室		150 (100)	250 (200)	250 (200)	400 (300)	500 (400)	700 (500)
	大会議室		800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
	実習室		150 (100)	250 (200)	250 (200)	400 (300)	500 (400)	700 (500)
	和室		250 (200)	350 (300)	350 (300)	650 (500)	800 (600)	1,100 (800)

２　その他

規定を整備することとする。

［適　　用］

令和９年４月１日以後の施設の使用に係る使用料について適用

議案第７９号

小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例

［改正理由］

受益と負担の適正化の観点から尊徳記念館の観覧料及び使用料の額を引き上げる等のため改正する。

［内　　容］

１　観覧料の額の引上げ（別表第１関係）

展示室の観覧料の額を次のように引き上げることとする。

（　）内の数字は、現行の金額

区　　分		金額（１人につき）
個人	１５歳以上の者 （中学生を除く。）	円 ２５０ （２００）
	小学生及び中学生	１５０ （１００）
団体	１５歳以上の者 （中学生、高校生及び大学生を除く。）	２００ （１５０）
	高校生及び大学生	１５０ （１２０）
	小学生及び中学生	１００ （８０）

２　使用料の額の変更（別表第２及び別表第３関係）

施設の使用料の額を次のように変更することとする。

（　）内の数字は、現行の金額

区　　分	午前９時～正午	午後１時～午後５時	午後６時～午後９時３０分	午前９時～午後５時	午後１時～午後９時３０分	午前９時～午後９時３０分
	円	円	円	円	円	円
視聴覚室	1,200 (1,000)	1,600 (1,400)	1,400 (1,200)	3,200 (2,900)	3,500 (3,100)	5,100 (4,500)
講堂	2,000 (1,700)	2,600 (2,200)	2,200 (1,900)	5,300 (4,500)	5,500 (4,800)	8,300 (7,000)
体験実習室	950 (800)	1,300 (1,100)	1,200 (1,000)	2,600 (2,300)	2,800 (2,500)	4,100 (3,700)
研修室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (1,000)	1,300 (1,100)	1,900 (1,600)

<table>
<tr><td colspan="2">小研修室</td><td>250
(200)</td><td>350
(300)</td><td>350
(300)</td><td>650
(600)</td><td>800
(600)</td><td>1,100
(900)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">宿泊を伴う場合</td><td>食堂（調理室を含む。）</td><td colspan="6" rowspan="2">１人１泊につき２，４００円（２，０００）</td></tr>
<tr><td>宿泊室（小宿泊室を含む。）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">宿泊を伴わない場合</td><td>食堂（調理室を含む。）</td><td>1,200
(1,000)</td><td>1,600
(1,400)</td><td>1,400
(1,200)</td><td>3,200
(2,700)</td><td>3,500
(2,900)</td><td>5,100
(4,200)</td></tr>
<tr><td>宿泊室</td><td>450
(400)</td><td>600
(500)</td><td>600
(500)</td><td>1,200
(1,000)</td><td>1,300
(1,100)</td><td>1,900
(1,600)</td></tr>
<tr><td>小宿泊室</td><td>250
(200)</td><td>350
(300)</td><td>350
(300)</td><td>650
(700)</td><td>800
(700)</td><td>1,100
(1,100)</td></tr>
</table>

３　その他

規定を整備することとする。

［適　　用］

１　観覧料の額の引上げ

令和　９　年　４　月　１　日

２　上記以外

令和９年４月１日以後の施設の使用に係る使用料について適用

議案第８０号

小田原文学館条例の一部を改正する条例

［改正理由］

受益と負担の適正化の観点から文学館の観覧料の額を引き上げるため改正する。

［内　　容］

文学館の観覧料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（１人につき）

区　　分		改　正　後	改　正　前
個人	一般	円 ３００	円 ２５０
	小学生及び中学生	１５０	１００
団体	一般	２００	１８０
	小学生及び中学生	１００	７０

［適　　用］

令和 ９ 年 ４ 月 １ 日

議案第８１号

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

［改正理由］

受益と負担の適正化の観点から郷土文化館の使用料の額を引き上げるため改正する。

［内　　容］

供用施設の使用料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（　）内の数字は、現行の金額

区　　分		午前９時～正午	午後１時～午後４時	午前９時～午後４時
松永記念館	和室	円 １，２００ （１，０００）	円 １，２００ （１，０００）	円 ２，８００ （２，０００）
	茶室及び茶室附属棟	１，８００ （１，５００）	１，８００ （１，５００）	４，２００ （３，０００）
	茶室附属棟	１，２００ （１，０００）	１，２００ （１，０００）	２，８００ （２，０００）
松永記念館老欅荘	茶室	１，８００ （１，５００）	１，８００ （１，５００）	４，２００ （３，０００）
	広間	１，２００ （１，０００）	１，２００ （１，０００）	２，８００ （２，０００）
	寄付及び和室	１，２００ （１，０００）	１，２００ （１，０００）	２，８００ （２，０００）

［適　　用］

令和９年４月１日以後の供用施設の使用に係る使用料について適用

議案第８２号

小田原市体育施設条例の一部を改正する条例

［改正理由］

受益と負担の適正化の観点から城山庭球場及び城内弓道場の使用料の額並びに城山陸上競技場及び小峰庭球場の利用料金の上限額を改定する等のため改正する。

［内　　容］

１　使用料及び利用料金の還付要件の追加

(1) 使用料の還付要件の追加（第１０条関係）

城山庭球場又は城内弓道場の使用の許可を受けた者が、使用の日の２日前までに使用の変更又は取消しを市長に申し出て、市長が許可した場合には、使用料を還付することができることとする。

(2) 利用料金の還付要件の追加（第１７条関係）

城山陸上競技場又は小峰庭球場の使用の許可を受けた者が、使用の日の２日前までに使用の変更又は取消しを指定管理者に申し出て、指定管理者が許可した場合には、利用料金を還付することができることとする。

２　使用料の額の改定

(1) 城山庭球場の使用料の額の引上げ（別表第１関係）

城山庭球場における入場料を徴収しない場合の使用料の額を次のように引き上げることとする。

（　）内の数字は、現行の金額

使用方法	区　　分		１時間
専用	コート１面	市民	４００円（３５０）
		市民以外の者	８００円（７００）

(2) 城内弓道場の通常使用料の改定（別表第１関係）

城内弓道場における入場料を徴収しない場合の専用による使用に係る使用料の設定について、時間の区分ごとの設定から１時間ごとの設定に変更することとし、当該使用料の額及び共用による使用に係る使用料の額を次のように改定することとする。

（　）内の数字は、現行の金額

使用方法	区　分	午前９時～午後５時	午後５時～午後９時
専用	市民	１時間につき４００円	１時間につき７５０円
	市民以外の者	１時間につき１，２００円	１時間につき２，３００円
共用	市民	１人１回につき１５０円（１２０）	
	市民以外の者	１人１回につき４００円（３６０）	

(3) 城内弓道場の使用料を前納する場合の使用料の額の引上げ（第８条関係）

使用料の前納の申出の日からその日の属する年度の末日までの間の城内弓道場の共用による使用に係る使用料の額を次のように引き上げることとする。

（　）内の数字は、現行の金額

区　　分	金　　額
高校生以外の者	１人につき２，５００円（２，１００）
高校生	１人につき１，２００円（１，０００）

３　利用料金の上限額の改定

(1) 陸上競技場の利用料金の改定（別表第２関係）

城山陸上競技場の陸上競技場における入場料を徴収しない場合の専用による使用に係る利用料金の設定について、時間の区分ごとの設定から１時間ごとの設定に変更することとし、当該利用料金及び共用による使用に係る利用料金の上限額を次のように改定することとする。

（　）内の数字は、現行の金額

使用方法	区　　分		午前９時～午後５時	午後５時～午後９時
専用	器具又は器材を使用する場合	市民	１時間につき１，６００円	
		市民以外の者	１時間につき５，０００円	
	器具又は器材を使用しない場合	市民	１時間につき１，２００円	１時間につき１，８００円
		市民以外の者	１時間につき４，２００円	１時間につき４，８００円
共用	市民		１人１回につき１５０円（１００）	
	市民以外の者		１人１回につき３５０円（３００）	

(2) 附属施設の利用料金の改定（別表第２関係）

城山陸上競技場の附属施設における入場料を徴収しない場合の利用料金の設定について、時間の区分ごとの設定から１時間ごとの設定に変更することとし、当該利用料金の上限額を次のように改定することとする。

区　　分	１ 時 間
会議室	２５０円
トレーニングルーム	４００円

(3) 小峰庭球場の利用料金の上限額の引上げ（別表第２関係）

小峰庭球場における入場料を徴収しない場合の利用料金の上限額を次のように引き上げることとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

使用方法	１ 時 間
専用	４００円（３６０）

(4) 陸上競技場の利用料金を前納する場合の利用料金の上限額の引上げ（別表第２関係）

利用料金の前納の申出の日からその日の属する年度の末日までの間の陸上競技場の共用による使用に係る利用料金の上限額を次のように引き上げることとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

区　　分	金　　額
高校生以外の者	１人につき２，２００円（１，８８０）
高校生	１人につき１，０００円（８８０）

４　その他

規定を整備することとする。

［適　　用］

１　使用料及び利用料金の還付要件の追加、使用料の額の改定及び利用料金の上限額の改定

令和９年４月１日以後の体育施設の使用に係る使用料及び利用料金について適用

2　上記以外

公布の日

議案第８３号

小田原市病院事業の料金等に関する条例の一部を改正する条例

［改正理由］

令和８年度診療報酬改定により、長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養費の算定方法が変更されたことに伴い、小田原市病院事業における長期収載品選定療養費についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

［内　　容］

長期収載品の薬価から当該長期収載品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に乗ずる割合を次のように引き上げることとする。（別表関係）

改　　正　　後	改　　正　　前
２分の１	４分の１

［適　　用］

令和　８　年１０月　１　日